

船橋市勤労市民センター条例

○船橋市勤労市民センター条例

平成元年 3 月 31 日

条例第 16 号

改正 平成 3 年 12 月 26 日 条例第 29 号

平成 10 年 3 月 31 日 条例第 26 号

平成 14 年 3 月 29 日 条例第 18 号

平成 17 年 3 月 31 日 条例第 24 号

平成 19 年 3 月 30 日 条例第 12 号

平成 22 年 12 月 20 日 条例第 37 号

平成 24 年 3 月 30 日 条例第 18 号

平成 26 年 3 月 28 日 条例第 1 号

平成 31 年 3 月 29 日 条例第 1 号

令和元年 12 月 25 日 条例第 27 号

(一部未施行)

船橋市勤労市民センター条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、勤労者及び市民の福祉の増進並びに教養及び文化の向上に資するため、勤労市民センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平 17 条例 24・全改)

(設置、名称及び位置)

第 2 条 市は、勤労市民センターを設置する。

2 勤労市民センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 船橋市勤労市民センター

(2) 位置 船橋市本町 4 丁目 19 番 6 号

(平 17 条例 24・全改)

(業務)

第 3 条 船橋市勤労市民センター(以下「センター」という。)は、次に掲げる業務を行う。

(1) 健康づくり及び文化活動のための施設及び設備の提供に関すること。

(2) その他市長が特に必要があると認めること。

(平 17 条例 24・全改)

(指定管理者による管理)

第 4 条 センターの管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(平 17 条例 24・全改)

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第 3 条各号に掲げる業務に関すること。

(2) センターの利用の許可に関すること。

(3) 第 14 条に規定する利用料の收受に関すること。

(4) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。

(5) その他センターの運営に関する事務のうち、市長が必要があると認めるもの

(平 17 条例 24・全改、平 24 条例 18・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第 6 条 第 4 条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げ

る書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) センターの事業計画書
- (2) その他規則で定める書類
(平17条例24・全改)

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書によるセンターの管理が利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(平17条例24・全改)

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) センターの管理の実施状況及び利用状況
- (2) センターの管理に係る収支状況
- (3) その他センターの管理の実態を把握するため、市長が必要があると認める事項

(平17条例24・全改)

(開館時間)

第9条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時刻を繰り上げ、又は閉館時刻を繰り下げることができる。

- 2 前項ただし書の規定により開館時刻を繰り上げ、又は閉館時刻を繰り下げたときは、当該繰り上げ、又は繰り下げた時刻を規則で定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開館時間を変更することができる。

(平17条例24・全改、平22条例37・一部改正)

(休館日)

第10条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て次に掲げる日の全部又は一部を開館日とすることができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

- 2 前項ただし書の規定により休館日の全部又は一部を開館日としたときは、当該開館日を規則で定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(平17条例24・全改、平22条例37・一部改正)

(利用の許可)

第11条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。
- (4) その他管理上支障があると認めるとき。

(平17条例24・全改、平24条例18・一部改正)

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用の目的に違反したとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(平17条例24・全改、平24条例18・一部改正)

(意見の聴取)

第13条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第11条第3号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くよう市長に求めることができる。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第11条第3号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(平24条例18・追加)

(利用料)

第14条 利用者は、利用料として別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、納付期日を別に指定することができる。

(平17条例24・全改、平24条例18・旧第13条繰下、平26条例1・平31条例1・一部改正)

(利用料の収入)

第15条 利用料は、指定管理者の収入とする。

(平17条例24・追加、平24条例18・旧第14条繰下)

(利用料の減額)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料を減額することができる。

- (1) 市内の勤労団体が総会、役員会、研修会等に利用するとき。
- (2) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(平17条例24・追加、平24条例18・旧第15条繰下)

(利用料の還付制限)

第17条 既に納付された利用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により利用することができないとき、又は利用者が規則で定める日までに利用を取りやめたときは、利用料を還付することができる。

(平17条例24・追加、平19条例12・一部改正、平24条例18・旧第16条繰下)

(権利の譲渡等の禁止)

第18条 利用者は、センターを利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
(平17条例24・追加、平24条例18・旧第17条繰下)

(原状回復の義務)

第19条 利用者は、センターの利用を終了したときは、利用した施設又は設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(平17条例24・追加、平24条例18・旧第18条繰下)

(損害賠償)

第20条 指定管理者及び利用者は、センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(平17条例24・追加、平24条例18・旧第19条繰下)

(秘密保持義務)

第21条 指定管理者及びセンターの業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(平17条例24・追加、平24条例18・旧第20条繰下)

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例24・追加、平24条例18・旧第21条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成元年6月1日から施行する。

(船橋市勤労会館条例の廃止)

2 船橋市勤労会館条例(昭和42年船橋市条例第26号)は、廃止する。

附 則(平成3年12月26日条例第29号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等であつて、施行日前に納付されたものの額については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月31日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定(「100分の3」を「100分の5」に改める部分に限る。)及び附則第4項の規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の船橋市勤労市民センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の船橋市勤労市民センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前に改正前の第3条の規定により受けた許可に係る使用料については、なお従前の例による。この場合において、当該使用料は、市の収入とする。

- 4 第5条の改正規定（「100分の3」を「100分の5」に改める部分に限る。）の施行前に改正前の第3条の規定により受けた許可に係る使用料又は利用料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の船橋市勤労市民センター条例の規定により受けた許可に係る利用料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 第4条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、第6条及び第7条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行前に改正前の船橋市勤労市民センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の船橋市勤労市民センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月30日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の船橋市勤労市民センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料の還付について適用し、同日前の利用に係る利用料の還付については、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月20日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第18号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（船橋市勤労市民センター条例の一部改正に伴う経過措置）

- 15 第19条の規定による改正後の船橋市勤労市民センター条例の規定は、施行日以後の利用に係る利用料であって施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の利用に係る利用料又は施行日前に納付された利用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（船橋市勤労市民センター条例の一部改正に伴う経過措置）

- 15 第16条の規定による改正後の船橋市勤労市民センター条例の規定は、施行日以後の利用に係る利用料であって施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の利用に

船橋市勤労市民センター条例

係る利用料又は施行日前に納付された利用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月25日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の船橋市勤労市民センター条例の規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

別表第1

（平3条例29・平10条例26・平14条例18・平31条例1・一部改正）

その1 会議室等

単位利用時間 区分	午前の部 午前9時から 午前12時まで	午後の部 午後零時30 分から午後4 時30分まで	夜間の部 午後5時から 午後9時まで	全日 午前9時から 午後9時まで
第一会議室	2,970円	4,400円	5,500円	10,340円
第二会議室	1,430円	2,090円	2,640円	4,950円
第三会議室	2,640円	3,850円	4,840円	9,020円
第四会議室	2,750円	4,070円	5,060円	9,460円
小会議室	770円	1,100円	1,430円	2,640円
第一和室	1,650円	2,420円	3,080円	5,720円
第二和室	1,430円	2,090円	2,640円	4,950円
茶室	990円	1,430円	1,760円	3,300円
特別室	550円	770円	990円	1,870円
第一講習室	2,750円	4,070円	5,060円	9,460円
第二講習室	2,530円	3,740円	4,730円	8,800円
特別会議室	4,070円	5,940円	7,480円	13,970円
第一音楽室	2,750円	4,070円	5,060円	9,460円
第二音楽室	1,320円	1,980円	2,530円	4,620円
レクリエーショ ンルーム	7,040円	10,340円	12,980円	24,310円
展示室	2,310円	3,410円	4,290円	8,030円

その2 ホール等

単位利用時間 区分	午前の部 午前9時から 午前12時まで	午後の部 午後1時から 午後5時まで	夜間の部 午後6時から 午後9時まで	全日 午前9時から 午後9時まで
ホール	11,660円	17,050円	21,340円	40,040円
第一楽屋	770円	1,100円	1,430円	2,640円
第二楽屋	770円	1,100円	1,430円	2,640円

その3 トレーニングルーム等

トレーニングルーム	1回 2時間	330円
ロッカー	1回	110円

備考

- 1 単位利用時間を超えて利用する場合の超過額は、超過時間が1時間以内のときは、その属する単位利用時間の金額の3割に相当する額、1時間を超え2時間以内のときは、その属する単位利用時間の金額の6割に相当する額、2時間を超えるときは、その属する単位利用時間の金額の10割に相当する額とする。
- 2 興行、商品の展示即売等営利を目的として利用する場合は、利用を許可した単位利用時間の金額の3倍の額とするものとする。超過額についても同様とする。
- 3 市内在住者、市内に勤務先がある者及び市内の学校に在学する者以外の者が利用する場合は、利用を許可した単位利用時間の金額の1.8倍の額とする。
- 4 前3項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2

(平3条例29・平10条例26・平31条例1・一部改正)

附属設備

施設名	設備の種類	単位	金額
ホール	照明設備	1台、1列又は一式	1,100円
	音響設備	1本、1台又は一式	1,100円
	舞台設備	1枚、1台、1双又は一式	3,300円
	映写設備	1枚又は一式	3,300円
	楽器	1台	2,200円
	持込器具使用電源	1キロワット	160円
レクリエーションルーム	音響設備	1本又は一式	1,100円
	映写設備	1台又は一式	1,100円
	その他設備	1台又は一式	330円
音楽室	音響設備	1本、1台又は一式	1,100円
	楽器	1台	1,100円
展示室	展示用設備	1枚又は1台	110円
会議室等	音響設備	1本、1台又は一式	1,100円
	映写設備	1台又は一式	1,100円
	その他設備	1台又は一式	1,100円

備考

- 1 別表第1の単位利用時間に定める午前部、午後部及び夜間部を各1回として算定する。ただし、全日にあつては、3回分として算定する。
- 2 興行、商品の展示即売等営利を目的として利用する場合は、3倍の額とする。